

問

総論と各論のいずれにも関わる基礎的事項である、傾向犯についての理解を問う。議論の主たる領域である強制わいせつ罪(176条)を素材に、故意と区別されたいわゆる性的意図とは何かを述べ、その要否についての議論状況を簡潔に紹介し、判例の変遷を説明できれば良い。

問

詐欺罪(甲の罪責)及び因果関係(乙の罪責)の基本的な理解を問う。

前者では、相当対価の提供があった場合の詐欺罪の成否を取り上げた。詐欺罪の如何なる要件の問題か(欺罔行為、錯誤、財産的損害)、如何なる範囲の事情についての偽りが如何なる理由から本罪を成立させるかを一般的に提示した上で、本事案についての解決を示せば良い。本件における詐欺罪の成否はいずれでもあり得る。

後者は、最決平成15年7月16日を参考にして作成した。客観的に見れば不合理な被害者の行為が介在する場合の因果関係の成否につき、条件関係の存在を確認した上でその限定を如何に行うかを尋ねている。判断の基礎事情と判断基準についての自説(相当因果関係説、危険の現実化説等)を示し、本事案の具体的事実を摘示しつつ論ぜよ。因果関係の肯否は、いずれの結論に到っても不当ではない。